業務部速報

No. 18

発行 15.7.16 JR東労組業務部

中33号 組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ 3間262

第14項 社宅・賃貸住宅・所有住宅における社員の受益格差を是正するために、住宅ローン 支援制度について地域を問わず、一律3万円を増額す<mark>るこ</mark>と。また、所有住宅援助金1万円(10年間)とすること。

- ◆受益格差を是正するなら、持家に対する支援を厚くし、会社が責任を持つべきだ
- ◆所有住宅援助金は、登記簿が申請基準になっている。登記簿発行まで2~3ヶ月かかるため、実際は支給期間が短くなっている

- ▶主張は分かるが、限られた原資である。
- ●支援する目的で対象者を広げると、受益格 差は拡大することになる **画機制象要請**
- ●申請あれば速やかに支給したい
 - ●これまでの不備も含め前向きに検討する

第15項 受託ローン支援制度の受給基準としている1%の住宅ローン利率基準を撤廃し、支援対象者を拡大すること。

- ◆利用者を増やす事が、持家取得の支援だ
- ◆基準撤廃することで、持家対象者が広がる

●低金利状態で、1%基準は安心材料だ

●30~35 年ローンを考えると妥当である

住宅ローンを多くの組合員が利用する!!基準の撤廃をするべきだ!!

第16項 JR東日本グループ不動産提携制度割引制度にある、各提携会社の割引率を10%とすること。

●提携会社に、割引率については協議していく。

●提携する会社を増やし、地方への適用拡大にも
取り組んでいく

ない。 ・ 責任もって協議していく!!

第17項 持家取得を推進するために、JR東日本として、住宅ローン無利子貸付制度を新設すること。

[会社]

●無利子貸付制度は、支援の一つの選択肢である

- ●しかし、住宅ローン支援制度の方が選択肢としてはいいと考えている
- ●無利子貸付など、低金利で貸付ると課税対象になる
- ●住宅ローン支援制度に統一することが分かりやすい

FROMECH SHIP HONORESE!

JRABAELTKY 1777 203 MEE!!

カフェテリアスランの使用方法など再発討を要請!!

第18項 住宅・賃貸住宅・所有住宅における社員の受益格差を是正するため、 「賃貸住宅援助金特定給付地域」の上限を50.000円、その他の地域の上限25.000円とすること。

- ◆支給額上限を見直すことは、受益格差是正につながる
- ◆支給期間制限を設けることで、会社が負担する原資は減少する

- ●持家、社宅、賃貸に対する会社負担のバランスは既に崩れている
- ●15年間の支給期間制限導入で、支給対象者が減るとは事はない
- ●支給額を元の金額に戻すことは、これまでの議論経過に逆行する

京館期間間限を導入する以上、 ・増額を求めることは現実能れしない!!

質質性名语助金増額は、

社会の利用機会均等にも寄与する!!

制度実施までには多くの課題が山麓しています!

全項目終了!!

安心して利用できる住環境制度を目指し、認識の一致を図るため引き続き議論します!!